

平成18年5月25日

多治見市議会議長  
市原博嗣様

民主党市民フォーラム  
水野由之  
石田浩司  
仙石三喜男

## 民主党市民フォーラム会派行政視察報告書

### 視察参加者

水野由之 石田浩司 大安歳博 安藤英利 井上あけみ（欠席） 仙石三喜男

### 視察先

1日目

場 所 北海道札幌市（人口186万人）

内 容 自治基本条例について

日 時 平成18年5月23日（火）13：30から15：30

担当者 市民自治担当係長 成澤元宏

議会事務局

### 視察報告

#### 札幌市自治基本条例について

##### 1、制定の背景

地方分権が進む中、自らの責任と判断で、まちづくりを進めていく、自立した地方自治体運営が求められている。地域を構成する市民・議会・行政・などの各主体が、お互いの役割と責任を分担し、公共を担い合う社会システム（＝自治の基本理念と仕組み）の構築が必要となっている。

##### 2、制定の趣旨

市民がまちづくりの主体であることを改めて確認し、市民の意思を反映した市政運営を進めていくために、市民自治によるまちづくりの基本となる考え方や、市民・議会・市長・職員それぞれが果たす役割、市民参加の仕組みなど基本的な事柄を明らかにする最高規範としての条例の制定を目指す。

##### 3、条例によって何をを目指すのか

- （1）わかりやすい情報提供
- （2）市政への市民参加の推進と市民意見の反映
- （3）市民のまちづくり活動の支援の充実

## 所感

スケジュールでは、18年度条例制定を目標に進められている。平成12年「都市経営フォーラム」からで市民への情報提供や必要性について時間をかけているところが特徴である。議会には、総務委員会を通じて報告がされている。内容についての修正も変更があれば市民へのパブリックコメントを実施して対応がされている。



視察風景

## 2日目

場 所 北海道旭川市（人口35万人）

内 容 旭川市市民参加条例について

日 時 平成18年5月24日（水）13：30から15：00

担当者 旭川生活交流部部長 重野健一 生活交流部次長 西島 猛

## 視察報告

### 旭川市市民参加条例について

#### 1. 市民参加が目指すもの

旭川市が今どんな施策を進めようとしていて、何に対していつ市民参加を求めようとしているのか、市民はどのような方法で意見を述べればいいのか、その結果はどう取り扱われるのかなど、「旭川市独自の市民参加のルール」が定める。今まで以上に「市民主体」のまちづくり、市民参加によるまちづくりを推進していきます。

#### 2. 市民参加推進条例の概要

##### (1) 市民参加の対象者

旭川市民であれば、誰でも参加することができます。また、法人等の団体をも含む場合や、市外に住む利害関係人まで含めて、広く意見を伺うこともあります。

##### (2) 対象となる市の機関

市長（部局）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業管理者、消防本部などの執行機関が対象です。

##### (3) 市民参加の対象事業

市の総合計画など、基本計画の策定 市民の権利義務に係る条例の制定・改廃  
市民生活に重大な影響を及ぼす制度の制定・改廃 大規模施設の設置に係る計画の策定

#### ( 4 ) 市民参加の方法・時期

意見提出手続をはじめ、委員会方式、市民会議方式、アンケートやワークショップなど、施策に最も適した方法で、企画立案などのなるべく早い時期から市民参加を求めます。

#### ( 5 ) 情報公開、情報の公表

市民の皆さんに市政に参加していただくためには、その前提として、情報公開、情報の公表が欠かせないことから、市は市民参加に必要な情報を適切な方法で公表します。

#### ( 6 ) 結果の取扱い(説明責任)

市は市民の皆さんからの提案や意見などを単に聴くだけでなく、聴いたことがどうなったかという結果について、迅速かつ的確に本人をはじめ広く市民の皆さんに対して周知し、理解を得るよう努めるなど、説明責任を果たしていきます。

#### ( 7 ) 市民投票の実施

市長が、市の存立に係る重要な事項について、その施策の選択等に当たり市民の意思を直接問う必要があると認める場合の市民投票の実施について決めました。その実施に当たっては、事案ごとに市民投票に係る手続や成立要件など詳細な事項を定める条例を、その都度議会に諮って制定することになります。

#### ( 8 ) 市民参加推進会議

公募による市民などで構成する市民参加推進会議(附属機関)において、市民参加推進のための方策などについて評価・検証するなど、今後とも更により良い市民参加の制度とするため、市民の皆さんの意見を聴きながら、創意工夫を重ねていきます。

### 所感

市民参加条例の中で住民投票については、「市の存在」に関して市長が市民投票を実施することができるかとされているが、実施時に条例を整備するなど曖昧な部分があった。旭川議会では執行より重要議案についての会派勉強会が行われており、事前審議ともとれるが議会対策という部分では必要性を感じた。管理職員もはっきりした目的を持ちリーダーシップを発揮していた。

また、旭山動物園、井上靖記念館、旭川市彫刻美術館を視察した。企画財政部長の表さんに大変お世話になった。



視察風景

